

平成24年度 国民健康保険のお知らせ

国民健康保険税(本算定)の納税
通知書を8月初めに発送します

■表1 平成24年度税率と課税限度額

	医療分 (0～74歳の方対象)	後期高齢者支援金分 (0～74歳の方対象)	介護分 (40～64歳の方対象)
所得割	市民税所得割額 × 178 / 100 (176 / 100)	市民税所得割額 × 73 / 100 (59 / 100)	市民税所得割額 × 62 / 100 (58 / 100)
資産割	固定資産税額(土地・家屋) × 10 / 100 (20 / 100)	固定資産税額(土地・家屋) × 4 / 100 (7 / 100)	固定資産税額(土地・家屋) × 2 / 100 (4 / 100)
被保険者均等割	被保険者1人につき 32,400円 (33,600円)	被保険者1人につき 11,100円 (10,500円)	被保険者1人につき 12,600円 (12,900円)
世帯別平等割	1世帯につき 23,700円 (24,900円)	1世帯につき 8,700円 (7,800円)	1世帯につき 6,300円 (6,600円)
課税限度額	510,000円 (510,000円)	140,000円 (140,000円)	120,000円 (120,000円)

※()内は平成23年度の税率と課税限度額です

納税通知書に記載された税率、課税限度額(表1)や自分の課税明細を確認のうえ、納期限までに最寄りの金

融機関またはコンビニエンスストアで納めてください(ゆうちょ銀行・郵便局については、愛知・岐阜・三重・静岡県に所在するもので納期限内に限りです)。口座振替の手続き方法については、納税通知書に同封のチラシをご覧ください。

■**軽減(国の制度)**
世帯の前年の合計所得が一定金額以下の場合、その金額に応じて、均等割・平等割の金額から7割・5割・2割を減額します(表2)。

■**非自発的失業者の軽減(国の制度)**
雇用保険の特定受給資格者(倒産解雇などの事業主都合による離職)および特定理由離職者(雇用期間満了などによる離職)の前年給与所得を、申請により100分の30とみなして税額算定します。申請には雇用

国・市の制度による軽減・減免は世帯(世帯主・国民健康保険の被保険者・特定同一世帯所属者※1)全員

の所得の申告が済んでいないと適用の判定ができません。

軽減・減免制度について

■表2 軽減(国の制度)

軽減の割合	対象	申請
7割	前年の合計所得が、33万円以下の世帯	不要 (自動適用)
5割	前年の合計所得が、33万円に被保険者および特定同一世帯所属者(納税義務者を除く)1人につき24万5千円を加算した額以下の世帯	
2割	前年の合計所得が、33万円に被保険者および特定同一世帯所属者1人につき35万円を加算した額以下の世帯	

保険受給資格者証と認印が必要です。対象者は「雇用保険受給資格者証」で特定受給資格者または特定理由離職者であることの確認ができる方です(表3)。「特例受給資格者証」と「高年齢受給資格者証」をお持ちの方は対象となりませんのでご注意ください。軽減期間は平成22年4月1日以降について適用され、離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで(表4)。途中で他の健康保険に加入した場合は、その前月までです。

問合せ

国保年金課 保険税に関すること(☎51・2295)
(西館1階) 高齢受給者証について(☎51・2293)
限度額適用認定証について(☎51・2285)

■表3 非自発的失業者の軽減(国の制度)

雇用保険受給資格者証(平成21年3月31日以後の離職の方)	離職理由の欄の番号	申請
特定受給資格者	倒産・解雇などによる離職	11、12、21、22、31、32
特定理由離職者	雇用期間満了などによる離職	23、33、34

■表4 非自発的失業者の軽減期間

離職日(例)	軽減期間
平成24年3月30日	平成24年3月～平成25年3月
平成24年3月31日	平成24年4月～平成26年3月
平成24年6月20日	平成24年6月～平成26年3月

■減免(市の制度)

均等割・平等割のみ課税される世帯が対象です。減免の適用には、世帯主が被保険者でない場合も世帯主を被保険者とみなして所得割・資産割を計算し、判定します。また、特定同一世帯所属者を含めて判定します。旧被扶養者(※2)は旧被扶養者減免前の所得割・資産割で判定します(表5)。

※1 特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療制度への移行により国民健康保険を脱退し、引き続き同一世帯にいる方

■表5 減免(市の制度)

軽減の割合	対象	申請
12%	7割・5割軽減該当世帯で、均等割・平等割のみ課税される世帯	不要 (自動適用)
24%	2割軽減該当世帯で、均等割・平等割のみ課税される世帯	
44%	上記以外の世帯で、均等割・平等割のみ課税される世帯	

災害・疾病・事業の廃止などにより保険税の納付が困難になった場合があります。詳しくは、国保年金課に相談してください。

■**扶養控除廃止による調整控除の創設**
市の国民健康保険税の所得割額は、市民税所得割額を基礎としています。税制改正により若年者扶養控除が縮小されたため、平成24年度市民税所得割額が増額となり、保険税も影響を受けることとなります。このため、扶養控除廃止による影響を調整するため、平成23年12月31日現在において世帯主であつて19歳未満の控除対象者がいる場合には、16歳未満控除対象者の数に2万1300円を乗じて得た額および16歳以上19歳未満控除対象者の数に1万1100円を乗じて得た額の合計額を、当該年度の市民税所得割額から控除することにより、保険税への影響を抑制しています。

※2 旧被扶養者とは、会社などの健康保険の加入者本人(任意継続を含む)が後期高齢者医療制度へ移行した時に、国民健康保険に加入した被扶養者(加入時65歳以上)

(注)非自発的失業者の軽減(国の制度)を受けた方がいる世帯は、減免(市の制度)は適用されません。

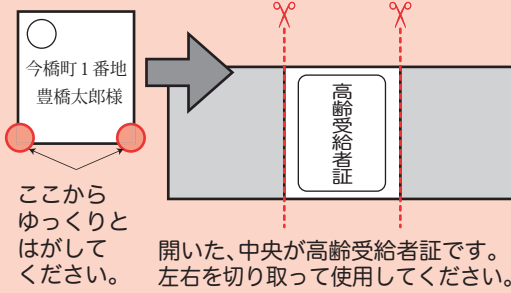
■**その他の減免**

高齢者を対象とした制度について

■**高齢受給者証を更新します**

8月1日に、高齢受給者証の更新があります。高齢受給者証は70歳以上の国民健康保険に加入している方に交付しています。8月1日から使用する高齢受給者証を7月下旬に発送しますので、医療機関にかかる時は、被保険者証と一緒に窓口で提示してください。

■**高齢受給者証の取り外しかた**



■**後期高齢者医療制度創設に伴う国民健康保険税の経過措置**

(1)「特定同一世帯所属者」世帯における軽減・減免判定の取り扱い(移行後5年間)

①特定同一世帯所属者を含めた軽減・減免判定を行います

②特定同一世帯所属者と同一世帯の国保単身世帯は、平等割が半額になります

■**旧被扶養者の減免**

①所得割・資産割が免除になります
②7割・5割軽減に該当しない場合均等割が半額になります
③旧被扶養者のみの世帯で、7割・5割軽減に該当しない場合は、平等割が半額になります。ただし(1)の②に該当する場合は除く

■**限度額適用認定証などは更新申請が必要です**

■**限度額適用認定証の更新**

入院や高額な外来治療を受ける際の支払い金額を抑えることができる「限度額適用認定証」「限度額適用標準負担額減額認定証」や入院時の食事が減額される「標準負担額減額認定証」が必要な方は、申請(更新)の手続きが必要です。医療機関の窓口で「限度額適用認定証」を提示した場合、1か月の医療費は表6の区分に応じた自己負担限度額までの支払いで済みます。また、入院時に住民税非課税世帯の方が「標準負担額減額認定証」を提示した場合、食事が減額されます。

■表6 高額療養費の自己負担限度額

区分	自己負担限度額(1か月あたり)		
70歳未満	上位所得者	150,000円+[総医療費-500,000円]×1%	※83,400円
	一般	80,100円+[総医療費-267,000円]×1%	※44,400円
	住民税非課税世帯	35,400円	※24,600円
70歳以上(入院時)	現役並み所得者	80,100円+[総医療費-267,000円]×1%	※44,400円
	一般	44,400円	
	住民税非課税Ⅱ	24,600円	
70歳以上(外来)	現役並み所得者	44,400円	
	一般	12,000円	
	住民税非課税(Ⅰ・Ⅱ)	8,000円	

※過去1年間で4か月目以降
・70歳以上で住民税課税世帯の方は、高齢受給者証の提示で自己負担限度額までの支払いで済みます

申請に必要なもの ①国民健康保険被保険者証②現在お持ちの認定証③領収書または入院証明書(住民税非課税世帯の方が平成23年8月以降に合計91日以上入院している場合)
※別世帯の代理の方が手続きをする場合は相談してください 申請 8月1日から市役所国保年金課8番窓口(西館1階)